Daiwa Institute of Research



~制度調查部情報~

2007年3月26日 全5頁

株主提案権と 2006 年の動向

制度調査部堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 44

【要約】

2006年には、上場会社で少なくとも19社、株主提案権が行使された。

このような傾向は今後も続くのではないかと思われる。

そこで、株主提案権につき整理した上で、19社の社名を紹介する。

株主提案権

1.株主提案権とは

少数株主権としての「**株主提案権**」とは、一定の要件をみたした株主が有する議題提案権と議案提 案権の総称のことである^{(注1)(注2)(注3)}。**議題提案権**とは、ある事項を株主総会の議題とすべきことを請求する権利のことである。そして、**議案提案権**とは、株主総会の議題につき議案を提出し、 その要領を招集通知に記載することを請求したりする権利のことである。

- (注1)会社法の下で、「**少数株主権**」とは、総株主の議決権の一定割合以上もしくは一定数以上、または発行済株式数の一定割合以上を有する株主のみが行使できるとされている権利のことである(神田秀樹(東京大学大学院法学政治学研究科教授)著「会社法 第八版」(弘文堂)の61ページ参照。)。なお、少数株主権は、1人で所定の割合・数を有する場合だけではなく、数人の保有株を合計すれば所定の割合・数を満たす場合にも行使することができる。
- (注2)「株主提案権」という用語は、会社法303条の標題で用いられている。
- (注3)「議題提案権」、「議案提案権」という用語は、会社法では用いられていないが、ここではこの言葉を用いる。

「**議題**」とは会議の目的のことであり、「**議案**」とは議題に対する具体案のことである^(注4)。例えば、取締役選任決議の場合、「取締役選任の件」が議題で、「甲を取締役の候補にする」などの具体案が議案である。

(注4)前田庸(学習院大学名誉教授)著「会社法入門〔第10版〕」(有斐閣、2005年)の 322ページ参照。

少数株主権としての株主提案権は、会社法303条と305条で定められている。

ところで会社法では、少数株主権ではない株主提案権が整備されている(会社法304条)。具体的には、「**株主総会の場における議案提案権**」(いわゆる動議の一種)が、会社法上の株主提案権の一種として規定されている(会社法304条)(注5)(注6)(注7)。

- (注5)「株主総会の場における議案提案権」という用語は会社法では使われていない。
- (注 6) ここでいう「動議」とは、会社法で定義されていないが、大雑把に言えば、株主総会の議案や株主総会の運営などにつき、株主総会の決議を求めることを一般に指す。なお、 久保利英明(弁護士)他著「株主総会のすべて〔新訂第1版〕」(商事法務、2003年) の 321 ページ以下参照。
- (注 7)動議については、例えば次のような事例が存在する。ハナテン(9870)の 2005 年 6 月 29 日の定時株主総会において、会社が提案した取締役選任議案について、候補者の変更を求める動議(修正動議)があり、動議が承認された(ハナテンの 2005 年 6 月 29 日のプレスリリース〔適時開示書類〕参照)。また、ライブドアオート(7602)の 2005年 6 月 29 日の定時株主総会において、会社が提案した取締役選任議案について、取締役候補の一部を入れ替える動議(修正動議)があり、動議が承認された。ライブドアオートの動議を出した株主は、そもそも取締役選任などの議案を提出していたが、前述の動議が承認されたので、提案を撤回する動議を提出し、株主提案を撤回した(ライブドアオートの 2006 年 6 月 29 日のプレスリリース〔適時開示書類〕参照)。

そこで、少数株主権としての株主提案権に含まれる会社法 305 条の議案提案権を「**株主総会開催前における議案提案権**」と呼び、少数株主権としての株主提案権に含まれない会社法 304 条の議案提案権である「株主総会の場における議案提案権」と区別することにする。

なお、厳密に言えば、会社法 305 条は、招集通知への議案の記載を請求する権利(「議案記載請求権」などと呼ばれる権利)のみを定めている。そして、会社法 304 条が、事前の提案、株主総会の場での提案を区別することなく、議案を会社へ提出する権利を定めている。しかし、上場会社で議案が事前に提案される場合、招集通知に記載することを念頭において、同時に行使されているのが普通であると思われる。そこで、話を単純化するため、「株主総会の場における議案提案権(会社法 304 条)」と、「株主総会開催前における議案提案権(会社法 305 条)」とに分類して説明することにする。

したがって、ここでは、「議題提案権(会社法 303 条)」、「株主総会の場における議案提案権(会社法 304 条)」、「株主総会開催前における議案提案権(会社法 305 条)」の3つにわけて、広義の株主提案権の行使要件を検討していくことにする。

2 . 株主提案権の行使要件の概要

会社法上の「株主提案権」の行使要件は、株式会社を次の3つに分けて考えることなる。

- 1.「取締役会設置会社」かつ「公開会社である会社」(注8)(注9)
- 2. 「取締役会設置会社」かつ「公開会社でない会社」(注8)(注9)
- 3.「取締役会設置会社でない会社」(注8)
- (注8)「**取締役会設置会社**」とは、取締役会を置く株式会社、又は会社法の規定により取締役会を置かなければならない株式会社のことである(会社法2条7号)。
- (注9)「**公開会社**」とは、その発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該 株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社の



ことである(会社法2条5号)。つまり、譲渡制限のない株式が存在する株式会社のことである。

この下で、「議題提案権(会社法 303 条)」、「株主総会の場における議案提案権(会社法 304 条)、」「株主総会開催前における議案提案権(会社法 305 条)」の**それぞれの行使要件**を見ていくと、それぞれ**図表 1、図表 2、図表 3** の通りである。

図表 1 「護題提案権(会社法303条)」の行使要件

1.「取締役会設置会社」かつ「公開会社である会社」

提案する議題につき議決権を有する

総株主の議決権^(*)の1% [定款で引下げ可能]以上 + 6ヶ月保有 [定款で短縮可能] 又は

300 個〔定款で引下げ可能〕以上の議決権

+ 6ヶ月保有〔定款で短縮可能〕

株主総会の8週間〔定款で短縮可能〕前までに行使

2. 「取締役会設置会社」かつ「公開会社でない会社」

提案する議題につき議決権を有する

総株主の議決権^(*)の1% [定款で引下げ可能]以上 又は

300 個〔定款で引下げ可能〕以上の議決権

株主総会の8週間〔定款で短縮可能〕前までに行使

3.「取締役会設置会社でない会社」

提案する議題につき議決権を有する (cf.上記の に相当する要件なし)

(*)株主総会の目的とする事項について議決権を行使できない株主が有する議決権は、「総株主の議決権」に算入しない(会社法 303 条 4 項)。つまり提案する議題に関して行使可能な議決権だけが対象であるということであろう。

(出所)大和総研制度調査部

図表 2 「株主総会の場における議案提案権(会社法304条)」の行使要件

1.「取締役会設置会社」かつ「公開会社である会社」

提案する議案に関連する議題につき議決権を有する

その株主総会で議題とされている事項に関するものに限定される(cf.会社法309条5項)

2. 「取締役会設置会社」かつ「公開会社でない会社」

提案する議案に関連する議題につき議決権を有する

その株主総会で議題とされている事項に関するものに限定される(cf.会社法309条5項)

3.「取締役会設置会社でない会社」

提案する議案に関連する議題につき議決権を有する

その株主総会で議題とされている事項に関するものに限定される

株主総会の議題(決議事項)が限定されるとする会社法309条5項の制約は「取締役会設置会社でない会社」には適用がなく、かつ、会社法303条により株主総会の場での議題提案権行使も認められているので、実質的にはの要件はないといいうる

(出所)大和総研制度調査部

図表3 「株主総会開催前における護案提案権(会社法305条)」の行使要件

1.「取締役会設置会社」かつ「公開会社である会社」

提案する議案に関連する議題につき議決権を有する

株主総会の8週間[定款で短縮可能]前までに行使

その株主総会で議題とされている事項に関するものに限定される(cf.会社法 309 条 5 項) 総株主の議決権 (*) の 1 % [定款で引下げ可能]以上 + 6 ヶ月保有 [定款で短縮可能] 又は

300 個〔定款で引下げ可能〕以上の議決権

+ 6ヶ月保有〔定款で短縮可能〕

2.「取締役会設置会社」かつ「公開会社でない会社」

提案する議案に関連する議題につき議決権を有する

株主総会の8週間〔定款で短縮可能〕前までに行使

その株主総会で議題とされている事項に関するものに限定される(cf.会社法309条5項)総株主の議決権(*)の1%(定款で引下げ可能)以上

又は

300 個〔定款で引下げ可能〕以上の議決権

3.「取締役会設置会社でない会社」

提案する議案に関連する議題につき議決権を有する

株主総会の8週間〔定款で短縮可能〕前までに

その株主総会で議題とされている事項に関するものに限定される

株主総会の議題(決議事項)が限定されるとする会社法309条5項の制約は「取締役会設置会社でない会社」には適用がなく、かつ、会社法303条により株主総会の場での議題提案権行使も認められているので、実質的にはの要件はないといいうる

cf.上記の に相当する要件なし

(*)株主総会の目的とする事項について議決権を行使できない株主が有する議決権は、「総株 主の議決権」に算入しない(会社法 305 条 3 項)。つまり提案する議案に関連する議題に関 して行使可能な議決権だけが対象であるということであろう。

(出所)大和総研制度調査部

2006年の株主提案権の事例

「資料版/商事法務」によれば、株主提案権が行使された会社は、少なくとも 19 社存在する^(注 10)。

(注 10)株式会社商事法務から刊行されている「資料版/商事法務」の No.273 [2006 年 12 月号] と、No.274 [2007 年 1 月号] による。

事例は図表4の通りである。なお、「株主総会開催前における議案提案権(会社法305条)」が行使された事例と考えられる。

図表 4 2006年の株主提案権の行使された会社の例

錢高組(1811) 西日本旅客鉄道(9021)

サンテック (1960) アジア航測 (9233)

あきんどスシロー (2781) トレーディア (9365)

スガイ化学工業 (4120) 東京電力 (9501)

マナック(4364) 中部電力(9502)

フジマック (5965) 関西電力 (9503)

井上金属工業(6246) 中国電力(9504)

ソニー (6758) 東北電力 (9506)

名村造船所(7014) 九州電力(9508)

(注)名前等は当時のものを使用。

ライブドアオート (7602)

(出所)「資料版/商事法務」の No.273 [2006年12月号]と No.274 [2007年1月号]より、 大和総研制度調査部